国営台湾鉄道株式会社旅客運送契約

旅客運送契約最終更新日:2024年8月29日

交通部 2017 年 7 月 26 日交路監(1)字第 1069700078 号函承認 交通部 2018 年 10 月 17 日交路(1)字第 1077900177 号函承認 交通部 2020 年 7 月 24 日交路字第 1090020469 号函承認 交通部 2022 年 8 月 24 日交授鉄営字第 1110019215 号函承認 交通部鉄道局 2024 年 3 月 25 日鉄道営字第 1133500873 号函承認

第1章 総則

第1条

本運送契約は、鉄道運送規則第73条に基づき制定する。

第2条

本契約における用語の定義は、以下の通りとする。

- (1) 児童:12 歳未満の者
- (2) 失効票:きっぷの使用規定またはきっぷに記載された情報に従わない乗車、身分に合致しないきっぷの使用、区間外乗車、または有効期間を超過したきっぷでの乗車
- (3) 無票:駅に入場する際にきっぷを所持していない、電子乗車券で入場する際に入場記録がない、改札時にきっぷを提示できない、または入場記録のある電子乗車券、きっぷの有効区間を超えた乗車、折返し乗車。国営台湾鉄道株式会社(以下「当社」という)が座席券を発売しないと告知した列車または車両への無断乗車
- (4) 区間外乗車:旅客が所持するきっぷ・乗車券に記載された有効区間外での乗車
- (5) 優待:法定の身分に基づいて提供される割引
- (6) 優恵: 当社の業務上の必要により一般旅客に提供される割引
- (7) 乗車済区間:旅客が乗車駅から現在位置までの区間、または乗車した列車が旅客の乗車駅から列車の 進行方向の次の停車駅までの運行区間
- (8) 折返し乗車: 旅客が元のきっぷに記載された到着駅に到着後、その到着駅から元のきっぷ区間内の途中駅まで乗車すること
- (9) 途中下車: 旅客がきっぷに記載された発着区間内の任意の途中停車駅で下車・出場し、きっぷの有効期間内に再入場して乗車を継続する行為

第2章 営業時間およびきっぷ発売時間

第3条

各駅の営業時間は、各駅で告知される始発列車の出発30分前から最終列車の出発10分後までとする。 ただし、営業時間外に旅客列車業務を行う必要がある場合は、列車到着30分前から出発10分後までの間営業する。

第4条

駅のきっぷうりばの営業時間は、駅の営業時間と同じとする。ただし、特別な事情がある場合は、駅で告知された時間に従いきっぷを発売する。

第3章 運送契約の成立と運送の拒否

第5条

以下の場合、当社は運送を承諾し、運送契約が成立したものとする。

- (1) 旅客が当社のウェブサイトまたは電話音声によりきっぷを予約し、支払いを完了した場合
- (2) 旅客が駅のきっぷうりば、多機能自動券売機または指定された販売経路できっぷを購入した場合
- (3) 旅客が当社が告知する無人駅で乗車し、既に車両に乗り込んでいる場合
- (4) 当社が旅客に運送証票または証書を交付した場合
- (5) 電子乗車券を使用し、電子乗車券設備に入場記録が記録された場合
- (6) その他法令の規定により契約が成立したとみなされる場合

第6条

旅客が以下のいずれかに該当する場合、当社は運送を拒否し、契約を解除または終了することができる。

- (1) 旅客が当社の運送規定、その他の法令規定、公序良俗に違反した場合
- (2) 鉄道運送に対して特別な責任または義務を要求する場合
- (3) 旅客が悪臭のする衣類を着用、または不潔な物品を携帯し公衆衛生に影響を及ぼす場合
- (4) 天災、事変等の不可抗力により運送不能となった場合
- (5) 旅客が自己または他人に危害を加える恐れが明らかな場合、または他人に迷惑行為をする場合
- (6) 旅客が付添を必要とするにもかかわらず付き添いがない場合
- (7) 当社に運送に必要な施設または設備がない場合。ただし、法令で設置が義務付けられている施設または設備が設置されていない場合を除く
- (8) 公衆衛生または社会の安寧を妨げる恐れのある伝染病に罹患している場合
- (9) 物品がその性質上、人または財産に損害を与える恐れがある場合
- (10) 旅客が駅構内または車内で、当社の告知または駅員・車掌の注意に従わず、乗車や待合の秩序、安全、動線等を妨げる行為をし、注意しても改善しない場合

第7条

旅客運送が前条第7号ただし書に該当する場合、当社は適切な方法で運送を手配する。

第8条

旅客が鉄道法第71条各号の規定に違反し乗車できなくなった場合、残余区間のきっぷ代金は返還しない。

第4章 きっぷ発売、運賃計算規定

第9条

当社は、以下の種類のきっぷを発売する。

- (1) 全票(大人券)
- (2) 法定優待票(敬老票および愛心票)
- (3) 児童票(小児券)
- (4) 団体乗車券
- (5) その他業務上の必要により告知して発行するその他の乗車券

前項第5号のその他の乗車券の名称、使用規定、注意事項は、当社が別途利用案内を定め、駅で告知するか乗車券に記載する。利用案内が定められていない場合は、本契約の各条項を適用する。

第10条

旅客はきっぷ予約完了後、当社が告知する引取期間内に支払いおよび受け取りを完了しなければならない。駅で購入する場合は、購入時に支払いを完了する。専用列車および貸切料金の支払いは、当社と旅客の間で約定された期限内に完了する。前2項に定める告知期限または約定期限内に支払いおよび引取が完了しない場合、運送契約は直ちに解除され、当社は団体旅客、専用列車、貸切等について違約金を徴収することができる。前項の違約金は、以下の規定に従い徴収する。団体旅客、専用列車、貸切旅客については、団体乗車券取消手数料、予約金または契約金とし、その最高額はきっぷ代金の40%を超えないものとする。

第11条

運賃は、以下のように計算する。

- (1) 列車等級ごとの賃率:
- 1. 自強号およびその同等列車:1人1キロメートルあたり2.27元
- 2. 莒光号およびその同等列車:1人1キロメートルあたり1.75元
- 3. 復興号およびその同等列車:1人1キロメートルあたり1.46元
- 4. 普通快速列車およびその同等列車:1人1キロメートルあたり1.06元
- (2) 運賃計算方法:
- 1. 運賃は列車等級ごとの賃率に実際の乗車距離を乗じて計算し、1元未満は四捨五入して1元単位とする。ただし、1回の乗車が10キロメートル未満の場合は、10キロメートルとして運賃を計算する。
- 2. 支線の運賃は基本距離を 10 キロメートルとし、3.5 キロメートルごとに 1 区間とする。10 キロメートルを超える場合、3.5 キロメートルごとに 5 元を加算し、3.5 キロメートル未満の場合は 3.5 キロメートルとして運賃を計算する。
- 3. 旅客が彰化以南の各駅から竹南以北の各駅(または逆方向)へ、山線または海線を経由して乗車する場合、山線の距離で運賃を計算する。ただし、山線と海線の間で乗車する場合は、実際の距離で計算する。
- 4. 距離計算の最小単位は 0.1 キロメートルとする。
- (3) 貸切車両の料金は、車両の定員数に列車等級の運賃を乗じて計算する。実際の乗車人数が定員数を超える場合は、実際の乗車人数で計算し、全票旅客として料金を徴収する。
- (4) 当社のサロン車、自転車同乗車両、ビジネス車両、親子車両を貸切使用する場合、1 車両あたり 52 人分として計算する。
- (5) 貸切列車、観光列車等、特定の旅客向けに造成された列車の運賃は、各等級列車の賃率の制限を受けない。
- (6) 旅客が同時に複数の優恵(優待を含む)を受けられる場合、いずれか1つのみを選択して適用することができ、当社が別途告知および規定する場合を除き、優恵を重複して適用することはできない。

第12条

きっぷの予約期間、1人1日あたりの予約可能枚数および予約方法は、当社の告知に従う。

第5章 きっぷの有効期間、使用規定および注意事項

第 13 条

きっぷの有効期間は、以下の通りとする。

- (1) 全票(大人券)、児童票(小児券)、法定優待票:
- 1. 列車番号が指定された座席指定制列車(對號列車)のきっぷ(指定券)は、当日当該列車のみ有効とする。
- 2. 列車番号が指定されていない座席指定制列車のきっぷおよび座席指定をしない列車(非對號列車)のきっぷ(自由席券)は、乗車日当日のみ有効とする。
- 3. 旅客が列車に乗車中に所持するきっぷの有効期間が経過した場合でも、その列車または指定された乗換列車で目的地まで乗車することができる。
- 4. その他当社が認めたきっぷの有効期間は、指定された有効期限までとする。
- (2) 団体乗車券:発売時に告知された期限に従う。
- (3) 定期券: 定期券利用案内の規定に従う。
- (4) 電子乗車券: 「国営台湾鉄道株式会社 IC カード電子乗車券乗車営業規定」に従う。
- (5) その他当社が発行する乗車券またはきっぷは、告知およびきっぷに記載された有効期間に従う。

第14条

旅客は団体乗車券を使用する際、有効な団体乗車券および団体証を持参して駅の出入りをしなければならない。違反した場合は、失効票として追加運賃を徴収する。団体乗車券の最少人数、予約期間、支払期限、払戻(変更)規定は、当社の告知に従う。

第15条

きっぷ購入に関する注意事項は、以下の通りとする。

- (1) 旅客は窓口でのきっぷ購入・受取時に、きっぷ情報が正しいことを確認し、その場で釣銭を確認しなければならない。誤りを発見した場合は、直ちに係員に訂正を求めることができ、払戻手数料は免除される。窓口を離れた後に発見した場合は、当社の乗車変更および払戻規定に従って処理する。
- (2) 旅客が記名式きっぷを購入する場合、きっぷに本人を識別できる内容(氏名、身分証番号)を記載することに同意したものとする。前述の内容の記載を拒否する場合、当社は記名式きっぷの発売を拒否する。
- (3) 愛心券、敬老券、小児券、記名式きっぷを購入する際、当社は関連証明書の提示を求め、関連情報を記載することができる。優待券で乗車する際は、有効な証明書を携帯し、確認に応じなければならない。
- (4) 小児券購入に関する注意事項は以下の通りとする。
- 1. 身長 115 センチメートル未満の小児は無料とする。身長 115 センチメートル以上 150 センチメートル未満の者は小児券を購入する。身長 150 センチメートル以上の者は大人きっぷを購入する。
- 2. 身長 115 センチメートル以上で 6 歳未満の小児は、身分証明書を提示することにより無料とする。身長 150 センチメートル以上で 12 歳未満の者は、身分証明書を提示することにより小児券を購入することができる。

- 3. 無料乗車の対象となる小児は、大人きっぷを購入した者または成年の旅客が同伴しなければならず、1人の旅客につき2人までの幼児の同伴を限度とする。制限を超える分については小児券を購入しなければならない。
- 4. 無料乗車の対象となる小児には座席指定を行わない。座席指定制列車の座席を使用して乗車する場合は、小児券を購入しなければならない。
- 5. 小児券の運賃は大人運賃の半額とし、端数は四捨五入して元単位で徴収する。
- 6. 小児の年齢計算は乗車日当日を基準とし、12歳以上は身長に関係なく小児券を購入することはできない。
- (5) 敬老券購入に関する注意事項は以下の通りとする。
- 1. 満 65 歳以上の国民、または永住許可証に国内公共交通機関優待の記載がある永住権所持者は、乗車時に敬老券を購入することができる。
- 2. 敬老券の運賃は大人運賃の半額とし、端数は四捨五入して元単位で徴収する。
- 3. 高齢者の年齢計算は乗車日当日を基準とする。
- (6) 愛心券購入に関する注意事項は以下の通りとする。
- 1. 我が国の主管機関が発行した有効な障害者証明(障害者手帳)を所持する障害者は、乗車時に愛心券を購入する。
- 2. 2012 年 7 月 9 日以降に発行された障害者証明を所持する者について、「必要な付添者優恵措置」欄に「国内公共交通機関」の記載がある場合、その必要な付添者 1 名も愛心券の優待を受けることができる。
- 3. 愛心券および付添者用きっぷの運賃は大人運賃の半額とし、端数は四捨五入して元単位で徴収する。
- 4. 必要な付添者は障害者と同行し、同一駅で乗降しなければならない。同行せず、同一駅での乗降を行わない場合は、大人券を購入しなければならない。
- (7) 優待券購入に関する注意事項は以下の通りとする:
- 1. 優待は旅行開始前に限り適用され、優待券以外のきっぷの使用、車内での精算、到着駅での精算には優待は適用されない。
- 2. 旅客が同等級の大人券で乗車する場合、差額は払い戻さない。
- 3. より優待列車運賃等級の高いきっぷで乗車する場合、差額は払い戻さない。より優待列車運賃等級の低いきっぷで乗車する場合、優待列車の等級に応じた大人運賃で精算する。ただし、当社が別途規定により精算不要または払いもどしを行う場合は、その規定に従う。
- 4. 優待列車については、別途告知がある場合を除き、団体乗車券は発売しない。
- 5. 優待列車きっぷの払いもどし、乗車変更規定と期限は、当社が告知する優待列車購入および使用規定 の内容に従って処理する。規定のない事項は、本契約の内容に従って処理する。
- (8) その他の乗車券やきっぷは、それぞれのきっぷ使用規定、記載事項または告知に従って処理する。

第16条

旅客はきっぷ購入または受取後、乗車前に購入証明を申請することができ、1 枚のきっぷにつき 1 枚の証明に限り申請でき、紛失した場合は再発行しない。その後、旅客が乗車変更または払いもどしを行う場合は、元のきっぷおよび購入証明を併せて提出しなければならない。購入証明は旅客との間の取引の証明としてのみ使用され、購入証明での乗車は無票乗車とみなす。旅客がきっぷを紛失した場合も、購入証明をもってきっぷの再発行を申請することはできず、また新たにきっぷを購入した後に運賃の払いもどしを請求することもできない。使用済みのきっぷは、当社の同意を得て持ち出し、証明印が押印された後は購入証明とみなし、別途証明書は発行しない。

第17条

当社が告知する無人駅で乗車する場合、駅に発券機器または自動券売機が設置されているときは、事前に きっぷを購入して乗車しなければならない。前項の駅に発券機器または自動券売機が設置されていない場 合、旅客は先に乗車した後、自発的に車掌に申し出て精算することができる。自発的に車掌に精算を申し 出ず、改札時に無人駅から乗車したと主張する場合は、無票乗車規定に従って処理する。

第6章 きっぷの乗車変更および払いもどし

第18条

旅客は各等級の列車きっぷを購入した場合、告知された期限内に払いもどしを行うことができ、または当社の同意を得て乗車変更を行うことができる。乗車変更は、当社の駅窓口または他の告知された指定場所に限り行うことができる。無料で取得したきっぷは、払いもどしまたは乗車変更を行うことはできない。ただし、列車の遅延が賠償基準に該当する場合または運行が中断された場合は、事故発生後1年以内に元のきっぷをもって同等級同区間の列車に乗り換えることを申請することができる。

第19条

- 一般券の払戻規定は、以下の通りとする。
- (1) 座席指定をしない列車のきっぷ(自由席券)は、遅くとも乗車日当日に払いもどしを行わなければならない。座席指定制列車のきっぷ(指定券)は列車出発前に払いもどしを行わなければならず、期限を過ぎた場合は受け付けない。
- (2) 旅客は電算化されたきっぷうりばまたは当社が告知する場所、経路で払いもどしを行うことができる。
- (3) 座席指定をしない列車または座席指定を受けていない座席指定制列車のきっぷの払いもどしを行う場合、払戻手数料は免除する。ただし、座席指定を受けたきっぷを座席指定を受けていないきっぷに変更した後に払いもどしを申請する場合は、きっぷに記載された元の列車の乗車日付に基づいて払戻手数料を計算する。ただし、乗車変更後の日付が元のきっぷの乗車日付より早い場合は、乗車変更後の日付に基づいて払戻手数料を計算し、払いもどし日が元の乗車日を超えている場合は、乗車日当日の払戻基準に基づいて払戻手数料を計算する。
- (4) 使用済みのきっぷは払いもどしを行うことができない。ただし、当社が同意した場合はこの限りではない。

第20条

- 一般券の乗車変更規定は、以下の通りとする。
- (1) 旅客が各等級の座席指定制列車用きっぷで乗車変更を申請する場合、第1回目の申請は無料とし、乗車変更内容は列車番号、日付、車種、きっぷ種類、座席の変更に限る。きっぷに記載された乗降駅および方向の変更、また座席指定をしない列車のきっぷと座席指定制列車のきっぷの間の変更は受け付けない。
- (2) 前号の無料受付範囲に該当しないもの、および第2回目の乗車変更申請については、払いもどし方式で処理し、払戻手数料を徴収する。
- (3) 旅客が初めて座席指定が済んでいない座席指定制列車きっぷを購入し、座席指定済みの座席指定制列車きっぷに乗車変更する場合、当該乗車変更は変更回数に計上しない。
- (4) 乗車変更は当日当該列車出発前30分までに行わなければならない。期限を過ぎた場合は払いもどし方式で処理し、払戻手数料を徴収する。
- (5) 旅客が乗車進入前に運行中断を発見した場合、または元のきっぷに記載された列車が30分以上遅延し、乗車変更を行うことができない場合、元のきっぷで払いもどしを行うことができ、手数料は免除する。
- (6) 乗車変更後に再び払いもどしを行う場合は、きっぷに記載された元の列車の乗車日付に基づいて払戻手数料を計算する。ただし、乗車変更後の日付が元のきっぷの乗車日付より早い場合は、乗車変更後の日付に基づいて払戻手数料を計算し、払戻日が元の乗車日を超えている場合は、乗車日当日の払戻基準に基づいて払戻手数料を計算する。

第21条

払戻手数料の徴収基準は、以下の通りとする。

- (1) 乗車日当日の払いもどし:1枚につききっぷ料金の20%を徴収し、20元を下回ってはならない。
- (2) 乗車日2日前から3日前まで(乗車日当日を第1日とする、以下同じ):1枚につききっぷ料金の10%を徴収し、20元を下回ってはならない。
- (3) 乗車日4日前から25日前まで:1枚につき20元。
- (4) 乗車日前 26 日以降:1 枚につき 10 元。
- (5) きっぷ料金が手数料に満たない場合、きっぷ料金は払い戻さず、手数料も追加徴収しない。

第22条

団体乗車券の払いもどしおよび乗車変更規定は、以下の通りとする。

- (1) 座席指定をしない列車団体乗車券は1人あたり7元の払戻手数料を徴収する。専用車両を配車した場合は、当該列車出発時刻の2時間前までに駅に払いもどしを申請しなければならず、期限を過ぎた場合は受け付けない。
- (2) 座席指定を受けていない座席指定制列車団体乗車券は1人あたり7元の払戻手数料を徴収する。また、当該列車出発前までに駅に払いもどしを申請しなければならず、期限を過ぎた場合は受け付けない。
- (3) 座席指定制列車の座席指定済み団体乗車券は、当該列車出発時刻の1時間前までに駅に払いもどしを申請しなければならず、期限を過ぎた場合は受け付けない。以下の規定に従って払戻手数料を徴収する。
- 1. 乗車日1日前から7日前まで(乗車日当日を第1日とする、以下同じ):1枚につききっぷ料金の40%を 徴収する。
- 2. 乗車日8日前から21日前まで:1枚につききっぷ料金の30%を徴収する。
- 3. 乗車日22日前以降:1枚につききっぷ料金の20%を徴収し、20元を下回ってはならない。
- (4) 乗車変更後に再び払いもどしを申請する場合、変更後の乗車日付に基づいて手数料を徴収する。
- (5) 座席指定済みの座席指定制列車団体乗車券の一部人数の払戻申請は回数制限なし。無座席の座席 指定制列車団体乗車券および座席指定をしない列車の団体乗車券の払戻申請は1回限りとする。団体乗 車券払いもどし後の残り人数が団体乗車券申込規定人数に満たない場合は、全部払いもどしを行わなけれ ばならない。
- (6) 座席指定制列車の団体乗車券が購入完了した後の乗車変更規定は以下の通りとする。
- 1. 各行程につき購入後 10 日以内(購入当日を含まない)に、列車番号、日付、車種および人数の変更を 1 回申請することができる。ただし、団体乗車券の予約受付期間を超える場合は、当社は受け付けない。
- 2. 団体変更により人数が減少する場合は、減少日から乗車日までの日数に基づいて払戻手数料を徴収する。
- 3. 各団体乗車券につききっぷ種類の変更を1回申請することができ、既に乗車変更を行った場合は、更に きっぷ種類の変更を1回申請することができる。
- 4. きっぷの種類の変更申請は当日当該列車出発前1時間までに行わなければならない。
- (7) 座席指定をしない列車の団体乗車券は、乗車変更を受け付けない。

第7章 旅客乗車規定

第23条

旅客は乗車時に、規定に従って当社が認可した有効なきっぷを所持し、きっぷの規定またはきっぷに記載された情報に従って乗車しなければならない。有効なきっぷを所持していない場合は、乗車前に本契約に従って乗車変更または払いもどしを行わなければならない。当社は、旅客が無票、または失効したきっぷで乗車していることを発見した場合、旅客の乗車を拒否することができる。前項の旅客が既に入場して乗車している場合は、相当する運賃を追加徴収する。本契約に別段の定めがある場合を除き、既に使用された、または払戻期限を過ぎた元のきっぷおよび乗車証は、当社の同意がない限り払いもどしを行うことはできない。精算は以下の規定に従って処理する。

- (1) 無票乗車、有効期間外のきっぷまたは乗車証での乗車の場合は、乗車駅から到着駅までの所定運賃を追加徴収し、正当な理由がない場合は乗車区間の50%の運賃を加算して徴収する。
- (2) 旅客が自ら上位等級の列車または車両に乗車した場合は、運賃の差額を徴収し、正当な理由がない場合は乗車区間の50%の運賃を加算して徴収する。ただし、旅客が本項第8号の状況に該当する場合、または優待券を使用している場合は、その規定に従って処理する。
- (3) 旅客が乗り越し(折り返し乗車を含む)を行った場合、乗り越し・折り返し乗車区間内は無票規定に基づいて精算し、正当な理由がない場合は50%の運賃を加算して徴収することができる。ただし、有効区間と乗り越し区間(折り返し乗車区間を含む)の合計運賃が、元のきっぷの同等級列車に記載された運賃以下である場合は、車掌が下車地点を記入することにより精算を免除する。記入がない場合は、下車出場時に乗り越し区間の運賃を追加徴収する。
- (4) 大人運賃きっぷを購入すべき旅客が身分不適合のきっぷまたは乗車証で乗車した場合、検札員は元のきっぷに身分不適合と記載し、乗車駅から到着駅までの所定運賃差額を新たに追加徴収しなければならず、正当な理由がない場合は乗車区間の50%の運賃を加算して徴収する。ただし、指定された当日当該列車に乗車していない場合は、無票乗車として処理する。
- (5) 優待対象の旅客が大人運賃きっぷで乗車した場合、検札員は優待身分を記入し、精算は免除する。旅客は到着駅で出場する際に運賃差額の払いもどしを申請することができ、手数料は免除される。
- (6) その他の優待対象の旅客が、その身分に適合しない優待きっぷまたは乗車証で乗車した場合、検札員は券面に正しい優待身分を記入した後、旅客に返還して乗車させ、精算は免除する。異なる優待身分のきっぷまたは乗車証の間に価格差がある場合は、乗車駅から到着駅までの所定運賃差額を新たに追加徴収し、正当な理由がない場合は乗車区間の50%の運賃を加算して徴収する。
- (7) 記名式きっぷは本人のみ使用可能とし、証明書の不提示、証明書の失効、本人確認不能、または本人以外の使用などの場合は、無票乗車とみなし、乗車駅から到着駅までの所定運賃を新たに追加徴収し、正当な理由がない場合は乗車区間の50%の運賃を加算して徴収する。
- (8) 旅客が当日当該列車または車両のきっぷ以外のきっぷで、当社が告知する無座席券を発売しない列車または車両(例:新自強号、団体列車、観光列車、貸切列車、ビジネス車両および親子車両など)に乗車した場合は、無票乗車とみなし、乗車区間の運賃を徴収し、正当な理由がない場合は乗車区間の50%の運賃を加算して徴収する。

精算時に旅客が乗車駅を証明できない場合は、当該列車の始発駅から計算する。2 列車以上が 10 分以内に接続到着する場合は、各列車の始発駅から運賃を計算した後、最高運賃を徴収する。乗車した車種が不明な場合も同様とする。ただし、当社が同意した場合はこの限りではない。旅客が精算を拒否した場合、当社は旅客運送契約を解除または終了することができ、または法に基づき警察機関に移送して処理することができる。

第24条

旅客は、当社職員による改札に協力しなければならない。法定優待票、小児券、記名式きっぷを使用する場合は、有効な証明書を携帯して乗車しなければならず(複写または電子画像での代用は認めない)、改札時にはきっぷ原本(複写、電子画像またはその他当社が認めない媒体での代用は認めない)と併せて確認を受けなければならない。ただし、乗車前に当社が書面で他の方法での有効な証明書の代用を認めた場合は、この限りではない。改札時に証明書の不提示、証明書の失効、本人確認不能、または本人以外の使用の場合は、身分不適合とみなし、第23条の規定に基づいて大人運賃で新たに精算し、元のきっぷは本契約の払戻規定に従って処理する。事後に証明書および元のきっぷを提示しての払いもどしは受け付けない。旅客が改札に協力しない場合、当社は旅客運送契約を解除または終了することができ、または法に基づき警察機関に移送して処理することができる。

第25条

旅客は乗車時に、きっぷに記載された情報または使用規定に従って乗車しなければならない。きっぷに記載された情報または使用規定に従わずに乗車した場合は、本契約または使用規定に基づいて精算しなければならない。ただし、当社が記入して同意した場合、または別途告知による指示がある場合は、この限りではない。きっぷが払戻時間を過ぎている場合、または入場使用済みの場合は、払いもどしは行わない。ただし、当社が同意した場合は、この限りではない。

第 26 条

旅客が所持するきっぷはその身分に適合していなければならず、そうでない場合は乗車前に乗車変更を行わなければならない。ただし、乗車変更受付期限を過ぎ、乗車前に当社が身分不適合を発見した場合は、払いもどしの上で再購入しなければならない。ただし、優待対象の旅客が大人運賃きっぷで乗車する場合は、第23条第2項第5号の内容に従って処理することができる。前項のきっぷ払いもどし再購入時において、乗車変更を行っていない場合は、払戻手数料を免除する。きっぷに乗車変更の記載がある場合は、払戻手数料基準に従って手数料を徴収する。

第27条

本契約に別段の定めがある場合を除き、旅客はきっぷ有効期間内において、きっぷに記載された乗降区間内のいずれの停車駅からでも乗車することができる。未乗車区間の運賃は払い戻さない。旅客はきっぷの有効期間内において、当社の同意を得て券面に出場時間、途中下車駅の記入を受けた後、1回に限り途中下車することができる。以下の行為は本条の途中下車規定を適用せず、残余区間の運賃は払い戻さない。既に乗車した区間が元のきっぷの運賃を超える場合は、規定に従って精算する。ただし、本契約に別段の定めがある場合は、この限りではない。

- (1) 旅客が券面の到着駅と同一運賃の駅に到着した場合。
- (2) 無人駅で下車する場合。
- (3) 当社の同意を得ずに出場時間、途中下車駅の記入がないきっぷの場合。
- (4) 指定便の座席指定制列車のきっぷを使用して途中停車駅で下車出場する場合。
- (5) 途中下車が規定回数を超える場合。
- (6) 無料乗車旅客または無料きっぷを使用する旅客が途中下車する場合。

第28条

当社の記入または告知によらない場合において、旅客が自ら低額運賃の列車に乗り換えた場合、差額は払い戻さない。

第29条

旅客が誤って他の列車に乗車した場合、誤乗区間については無票または失効券使用として新たに精算し、 補票(補充券)に誤乗の記入を受けた後、元のきっぷに記載された到着駅まで無賃で送還する。元のきっぷ が有効期限を過ぎている場合、または切断使用済みの場合は、払いもどしは行わない。ただし、当社が同 意した場合は、この限りではない。前項の誤乗旅客が折返駅から到着駅までの間で下車出場した場合は、 運行中断により運送できない場合を除き、元の到着駅から途中下車駅までの運賃を追加徴収しなければな らない。

第30条

旅客が乗車途中で傷病により途中下車した場合は、関連証明書と元の乗車きっぷを併せて提示することにより、未乗車区間の払いもどしを申請することができ、払戻手数料は免除する。

第31条

旅客が乗り遅れた場合は、以下の規定に従って処理する。

- (1) 乗り遅れた場合は、きっぷを提示して駅で改札を受け、乗車日当日の同等級(含む)以下の列車に乗車することができ、別途座席指定は行わない。当日に列車がない場合は、翌日最初の同等級(含む)以下の列車に乗車することができる。ただし、当該列車が第2号に示す列車である場合は、なお乗車することはできない。駅での記入を受けずに乗車した場合は、無票乗車とみなす。
- (2) 当社が無座席券を発売しない列車、観光列車、団体列車または臨時列車には乗車することはできない。
- (3) 乗り遅れた旅客は、乗車日当日のより上級の列車に追加料金を支払って乗り換えることができる。追加料金支払後に払いもどしを申請する場合は、追加料金部分に限り、元の乗車きっぷについては払戻申請を受け付けない。払戻手数料は追加料金後の等級列車きっぷ運賃に基づいて計算する。
- (4) 当社の乗車日または当日無座席券を発売しない列車のきっぷを別途購入して乗車した場合、元の乗り遅れたきっぷは駅の確認を受けて払いもどしを申請することができ、運賃の20%の払戻手数料を徴収する。
- (5) 団体旅客が乗り遅れた場合は、本条の規定に従って処理する。ただし、当社は運送能力等の要因に基づいて分割して運送することができる。

第 32 条

旅客のきっぷ紛失については、以下の規定に従って処理する。

- (1) きっぷ紛失の場合、再発行および払いもどしは行わない。
- (2) 旅客が乗車前にきっぷを紛失した場合は、同日、同一乗降区間のきっぷを再購入しなければならず、紛失したきっぷの列車を原則として乗車することができる。
- (3) 旅客が乗車途中できっぷを紛失した場合は、無票乗車規定に従って運賃を追加徴収し、補票(補充券)に紛失の記入を行う。
- (4) 旅客がきっぷを発見した場合は、発見したきっぷを提示することにより、1年以内に、別途購入したきっぷまたは補票(補充券)と併せて、駅で運賃の払いもどしを申請することができる。1枚につき運賃の20%の払戻手数料を徴収し、20元を下回ってはならない。精算時に追加徴収がある場合は、精算した運賃および追加徴収分を払い戻す。ただし、乗車前に紛失したきっぷが使用済みまたは切断済みの場合は、運賃は払い戻さない。
- (5) 記名式きっぷを紛失した場合は、別途きっぷを購入するか精算して乗車しなければならず、元のきっぷが未使用または払いもどしされたことが証明された場合は、旅客は別途購入したきっぷを提示して運賃の払いもどしを申請することができる。

団体乗車券を紛失した場合は、同一区間同一便の大人運賃きっぷ1枚を補充して、代用団体乗車券とする。団体証は紛失した場合、再発行は行わない。きっぷ紛失後に発見して運賃を払い戻す場合は、運賃の20%(最低20元を下回らない)の払戻手数料を徴収し、座席指定をしない列車のきっぷも同様とする。

第33条

旅客は当社の同意を得て月台票(入場券)を購入するか、出入証を交換してホームに入場することができ、1回の最長滞在時間は1時間とする。前項の滞在時間を超過した場合は、復興号および同等級列車の最低営業キロ運賃を別途徴収する。ただし、当社が同意した場合は、この限りではない。電子乗車券の滞在時間および違反時の罰則は、「国営台湾鉄道株式会社多機能ICカード電子乗車券営業規定」に従って処理する。

第8章 乗車事故、遅延、特殊状況の処理

第34条

列車便の遅延、運休、運行中断、車両故障、または旅客の責めに帰することができない事由のいずれかの 状況により、旅客はきっぷを提示することにより、発生日から1年以内に駅で関連する払戻手続きを行うこと ができ、払戻手数料は免除される。

- (1) 出発駅で乗車を中止した場合、または元の出発駅に戻された場合は、実収運賃の払いもどしを申請することができる。
- (2) 中断駅で乗車を中止した場合、または自ら他の経路を選択して運行区間まで移動して旅行を継続する場合は、未乗車区間の運賃の払いもどしを申請することができる。
- (3) 異なる列車または車両種類に乗り換える場合、より低額運賃の車両または列車に乗り換える場合は、乗り換え区間の運賃差額の払いもどしを申請することができ、より高額運賃の車両または列車に乗り換える場合は、運賃差額の追加徴収は免除される。
- (4) 旅客が使用するきっぷに運賃の記載がない場合、または零と記載されている場合は、当該きっぷに記載された身分区分の全額運賃をその実収運賃とする。ただし、別段の規定がある場合は、その規定に従う。前項の払戻基準は、旅客が民法およびその他の法律に基づいて賠償を請求する権利に影響を及ぼさない。

第35条

当社は事故により運行が中断した場合、または列車が遅延した場合は、事故区間、列車遅延時間を告知するほか、駅の旅客待機状況と運送能力に応じて、きっぷの発売を一時停止し、旅客の入場待機と乗車を制限することができる。

第36条

当社が列車時刻表通りに旅客を定時に送達できない場合の遅延賠償および払戻基準、賠償方法については、「国営台湾鉄道株式会社旅客列車遅延賠償規約」および「遅延基準表」に従って処理する。

第37条

旅客が使用するきっぷが毀損した場合は、新たにきっぷを購入して乗車しなければならない。ただし、毀損 したきっぷで券番を完全に識別できる場合は、毀損したきっぷと新たに購入したきっぷを併せて提示するこ とにより、当社の確認を経て誤りがない場合は、運賃を払い戻す。

第38条

列車の空調が故障した場合、当該列車の指定券を所持する旅客は、きっぷを提示することにより、空調故障 区間について所持するきっぷ種別の20%の運賃の払いもどしを申請することができ、1元未満は四捨五入 して旅客に払い戻す。ただし、当社が旅客のために同一便の他の車両の座席を手配した場合、または座席 番号のないきっぷもしくは乗車証を使用する場合は、払いもどしは行わない。

第39条

各等級の座席指定制列車で重複予約が発生し、同一便の列車に余剰座席がなく変更できない場合、重複により座席のない旅客は、その所持する乗車きっぷ種別および重複区間の20%の運賃の払いもどしを申請することができ、1元未満は四捨五入して払い戻す。

第40条

旅客が当該便の指定券を所持する場合において、座席故障により、同一便の他の座席に乗車できないことが確認された場合は、記入を受けた後、乗車区間の20%の運賃の払いもどしを申請することができる。前項の座席故障が旅客の責めに帰すべき事由により生じた場合、当社は運賃を払い戻さず、かつ行為者に損害賠償を請求することができる。旅客が非指定席に着席した場合、または自ら座席を変更して着席した場合において、座席故障を発見したときは、払いもどしは行わない。

第41条

旅客が同時に第38条から前条までの事由に遭遇し、かつ払戻基準に該当する場合は、まず第38条から 前条までの項目別払戻運賃を計算した後、払戻運賃を合算して計算しなければならない。前項の払戻請求 において、列車が「国営台湾鉄道株式会社旅客列車遅延賠償規約」の遅延全額払戻基準に該当する場合 は、当社は列車遅延払いもどしのみを処理する。

第 42 条

本島の海上台風警報発令の日から解除の日までの間において、旅客の予定乗車便が台風の影響により、列車が運休した場合、乗り遅れた場合、または旅客が乗車できない場合は、乗車日から1年以内に、未使用のきっぷを各駅のきっぷ販売窓口に提示することにより払いもどしを申請することができ、払戻手数料は免除する。駅のきっぷ販売窓口以外の経路で払いもどしを行う場合は、経路業者の規定に従って手数料を控除した後、運賃を払い戻す。前項の旅客が使用済みのきっぷを所持する場合は、払戻を行うことはできない。

第 43 条

当社は運行およびその他の事故により旅客が死亡、負傷、または財物が毀損滅失した場合は、損害賠償責任を負う。ただし、その事故の発生が当社の過失によらないことを証明できる場合は、旅客の死亡または負傷について、弔慰金または医療補助費を支給する。その損害賠償および補助費の給付は、交通部が定める「鉄道機構運行およびその他の事故損害賠償および補助費給付弁法」の規定に従って処理する。

第9章 携帯品規定(自転車およびペットを含む)

第 44 条

旅客の携帯手荷物および物品は、以下の規定に従わなければならず、違反する場合当社は運送を拒否することができる。

- (1) 1 人につき最大 2 個まで携帯することができ、かつ他の旅客の妨げとなってはならず、自ら保管および管理しなければならない。
- (2) 1 個あたりの長さは 150 センチメートルを超えてはならず、長さ、幅、高さの合計は 220 センチメートルを超えてはならない。ただし、車椅子または当社が告知する電動移動補助器具についてはこの限りではない。 ベビーカーは収納して折り畳んだ後、携帯品の寸法に適合する場合は携帯して乗車することができる。
- (3) 救急用医療品、旅客の生命維持に必要な生命維持装置および設備は、乗車前に当社に申請して携帯の同意を得た場合は、携帯品の寸法制限を受けない。ただし、当社は運送能力に応じて適切な列車便を手配することができる。
- (4) 旅客が気球を携帯する場合は、入場前に空気を抜いて乗車しなければならない。
- (5) 旅客は危険物、遺体、遺骨、遺骨灰および腐敗不潔なもの、またはその他政府もしくは当社が告知する、旅客、鉄道に危害または迷惑をおよぼすおそれのある物品を携帯して入場、乗車してはならない。

第45条

旅客が車内に持ち込む物品は自己の責任において保管するものとし、当社は保管の責任を負わない。楽器および神像等で座席を占有する必要がある場合は、旅客は当該座席の大人運賃全額を追加購入しなければならない。

第46条

旅客は動物を携帯して入場、出場および乗車してはならない。ただし、以下の行為についてはこの限りではない。

- (1) 猫、犬、うさぎ、魚介類、小型ペットガメ、小型ペット鳥類、小型げっ歯類(家ねずみ、クマネズミを除く)等のペットを、長さ55センチメートル、幅45センチメートル、高さ38センチメートル以下のペット用ケージ・バッグ内(車輪および押し棒を除く)に収容し、かつ包装が完全で、糞尿が漏れるおそれがなく、座席下に置く場合は携帯して乗車することができる。ペット用カートは本体を収納して携帯手荷物の寸法に適合する場合は、携帯して乗車することができる。
- (2) 前号のペットには鳥類(小型ペット鳥類を除く)、蛇類猛獣および旅客に危害をおよぼすまたは公衆衛生に影響を与える種類等は含まれない。
- (3) 政府機関の職務犬および訓練犬、盲導犬、聴導犬、肢体補助犬、または盲導犬、聴導犬、肢体補助犬の専門訓練者が訓練実施時に同伴する子犬、およびその他法令の規定により携帯が認められるもの。

第47条

旅客が自転車を同伴して乗車する場合の規定は、以下の通りとする。

- (1) 旅客が自転車を完全に収納し、かつ完全に包装され、いかなる部分も露出していない自転車用バッグ (他のビニール袋または物品での代用は認めない)内に収容し、寸法が携帯品基準に適合する場合は、無料で携帯して乗車することができる。ただし、前述の自転車は通路の妨げにならない空間、または当社が指定する空間に置かなければならない。手荷物運送を行う列車便の場合も、手荷物を車内に置くことはできない。
- (2) 旅客が前項の自転車で携帯品寸法を超える場合、または包装のない、もしくは包装が不完全な自転車を携帯する場合は、当社が告知する指定列車便に乗り換えるか、手荷物取扱所で託送手続きを行わなければならない。当社が告知する指定列車便に乗り換える場合は、その自転車について乗車する列車の大人運賃の5割を支払わなければならない。

第48条

旅客が携帯品規定に違反して乗車した場合は、以下の規定に従って処理する。

- (1) 危険物:最寄りの停車駅で強制下車させ、駅構内から退出させる。違法物品の場合は、警察機関に移送して取り調べを行うことができ、運賃は払い戻さない。
- (2) 携帯品の種類に該当しないもの、または携帯品の種類を超えるもの:最寄りの停車駅で下車させ、改めて託送手続きを行うか、運送を拒否する。運送を拒否する場合、元のきっぷは払戻規定に従って処理する。
- (3) ペット: 最寄りの停車駅で強制下車させ、改めて託送手続きを行う。次の停車駅で託送手続きができない場合は、当社は運送を拒否し、元のきっぷは払戻規定に従って処理する。
- (4) 自転車: 既に乗車した区間の大人運賃相当の違約金を追加徴収するほか、運送契約を終了し、最寄りの前方停車駅で下車させ、元のきっぷは払戻規定に従って処理する。

第10章 付則

第49条

以下は本契約の附約とし、本契約に規定のない部分は附約を適用し、同一事項について異なる規定がある場合は、附約の条項を優先適用する。

- (1) 国営台湾鉄道株式会社旅客列車遅延賠償規約。(PDF)
- (2) 国営台湾鉄道株式会社多機能 IC カード電子乗車券営業規定。(PDF)
- (3) 国営台湾鉄道株式会社定期券使用須知。(PDF)
- (4) 国営台湾鉄道株式会社連絡運輸切符使用須知。(PDF)

第50条

消費者相談および消費紛争処理申立専用電話およびウェブサイト 0800-765888(固定電話)

02-21910096(携帯電話および固定電話)

https://service.railway.gov.tw/rc/Consult.aspx

全国消費者サービス専用電話 1950

(以下余白)